

現行計画	新たな要素	本文（案）
<p>1 計画改定の趣旨等</p>		
<p>(1) 計画改定の趣旨</p> <p>県では、これまで平成22年度から平成26年度までの5か年計画として、「神奈川県地域福祉支援計画」を策定し、市町村及び社会福祉協議会（※）との連携により、その推進に努めてきました。</p> <p>このたび、計画期間の満了を迎えるに当たり、平成24年度に実施した中間見直し結果、県内33市町村における「地域福祉計画」の策定状況や地域福祉推進の取組状況、計画策定後の新たな課題への対応など、引き続き市町村の取組みを支援する必要があることから、計画を改定することとしました。</p>	<p>現計画を29年度までとし、次期計画を30年から32年までの3年間とする。</p>	<p>県では、これまで5か年計画として、平成17年度から「神奈川県地域福祉支援計画」を策定し、前計画は平成27年度から平成31年度までの計画期間としていましたが、計画と密接に関わる「<u>かながわ高齢者保健福祉計画（※）</u>」、「<u>神奈川県障害福祉計画（※）</u>」との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野と連携して策定するため、計画の検討や見直しの時期を合わせ、このたび、<u>平成30年度から平成32年度までの3か年計画として改定することとしました。</u></p>
<p>(2) 計画の性格</p> <p>ア 法的位置付け</p> <p>社会福祉法第108条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する法定任意の行政計画です。</p>	<p>努力義務付け [改正社会福祉法（平成30年4月施行）]</p>	<p>社会福祉法第108条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する計画です。</p>
<p>イ 他の個別計画との関係</p> <p>「<u>かながわ高齢者保健福祉計画（※）</u>」、「<u>神奈川県障害者計画（※）</u>」、「<u>かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン（※）</u>（平成26年度、「<u>神奈川県子ども・子育て支援事業支援計画</u>」と一体的に策定予定。）」等の福祉分野の他の個別計画とあわせて、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指すとともに、他の計画では対応し難い事項や横断的事項を盛り込みます。</p>	<p>他の計画に共通する事項を盛り込むことで、上位計画としての位置付ける。</p> <p>[計画策定ガイドライン(案)]</p>	<p>「<u>かながわ高齢者保健福祉計画</u>」、「<u>神奈川県障害福祉計画</u>」、「<u>かながわ子どもみらいプラン（※）</u>」等の福祉・保健・医療分野の他の個別計画と調和を図り、他の計画の上位計画として、他の計画では対応し難い事項や、<u>共通する事項を盛り込みます。</u></p>
<p>(3) 計画の基本目標</p> <p>誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくり ～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～</p> <p>改定計画では、現行計画を継承し、「誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくり」を基本目標として掲げます。</p> <p>また、高齢になっても、障害があっても、誰も住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域社会づくり」を副題として取り組みます。</p>	<p>《参考》 【高齢者保健福祉計画】 高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり（基本目標） 【障害福祉計画】・【障害者計画】 ひとりひとりを大切にする（基本理念） 「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す（基本方針） 【子どもみらいプラン】 すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばして健やかに成長できる社会の実現を目指します。 すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子供を産み育てることができる社会の実現を目指します。（基本理念）</p>	<p>委員のみなさまのご意見をいただきたいと思います。</p> <p>○基本目標（案） 誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会の <u>実現</u> ～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～</p>
<p>(4) 計画の期間</p> <p>平成27年度から平成31年度までの5年間とします。</p>		<p>平成30年度から32年度までの3年間とします。</p>

現行計画	新たな要素	本文（案）
<p>2 「地域福祉」とは(県社会福祉審議会答申及び県基本指針より)</p> <p>県では、地域福祉を推進し、市町村地域福祉計画や県地域福祉支援計画策定の準備を進めるため、平成13年、県社会福祉審議会に、地域福祉に関する考え方や地域福祉の推進方策など、神奈川県における地域福祉の方向性について諮問し、翌年に答申を受けました。</p> <p>また、各市町村は、地域住民の参画を得て、それぞれの地域の実情に応じて地域福祉を推進する必要があることや、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が、地域福祉推進に当たっての基本的な考え方などについて共通の認識を持って、協力し合っていくことが必要であることから、地域福祉の推進に向けて、その「基本的な考え方」等に係る共通認識を図るため、平成14年に、基本指針を定めました。</p> <p>これらで整理した「地域福祉」等に係る県の考え方は、次のとおりです。</p>	<p>《国の動き》</p> <p>【各制度の変遷】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の改正 (地域包括ケアシステムの推進) ・障害者自立支援法(障害者総合支援法) (就労支援強化、障がい者が望む地域生活支援) ・子ども・子育てビジョン (子育て世代包括支援センター) ・生活保護法の改正、生活困窮者自立支援法制定 <p>【地域共生社会の実現に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニッポン一億総活躍プラン ・「我が事・丸ごと」を基本コンセプトとした地域共生社会の実現に向けたアウトライン <p>《本県の動き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ともに生きる社会かながわ憲章策定(平成28年10月17日) 	<p>本県では、平成13年に、地域福祉に関する考え方や地域福祉の推進方策など、神奈川県における地域福祉の方向性について、県社会福祉審議会に諮問し、翌年に答申を受けました。また、地域福祉の推進に向けて、その「基本的な考え方」等に係る共通認識を図るため、平成14年に、基本指針を定めました。</p> <p>その後、国では、少子高齢化の問題に対し、日本経済に更なる好循環を形成するため、経済政策を一層強化するとともに、子育て支援や社会保障の基盤を強化する、新たな経済社会システムづくりとして、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」が策定された。同プランには「地域共生社会の実現」が盛り込まれ、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会(地域共生社会)の実現』に向け、取組んでいくとされました。</p> <p>また、県では平成28年7月に起きた津久井やまゆり園の事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、同年10月に県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。</p> <p>こうした経緯や状況を踏まえて整理した「地域福祉」等に係る県の考え方は、次のとおりです。</p>
<p>(1)「地域福祉」とは</p> <p>県において「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO(※)活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金(※)、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「共に生き、支え合う社会づくり」を具体化していくことであると考えます。</p>		<p>県において「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO(※)活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金(※)、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「ともに生きる社会神奈川憲章」の理念でもある「共に生き、支え合う社会づくり」を実現していくことであると考えます。</p>
<p>そのためには、地域で暮らす皆さんが主役の地域づくりが必要です。一人ひとりが地域社会を担う一員として、主体的に地域について考え、積極的に地域づくりに参画していくことが、成熟した社会にふさわしい生きがいを持って暮らせる地域社会の実現への第一歩となるものと考えます。</p>	<p>＜地域づくりと「我が事の意識の醸成」＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり ・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加 ・「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり <p>上記3つの地域づくりの方向性が、互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成</p> <p>[地域力強化検討会中間とりまとめ]</p>	<p>そのためには、地域で暮らす皆さんが主役の地域づくりが必要です。一人ひとりが地域社会を担う一員として、「他人事」を「我が事」として、地域について考え、自分や家族が暮らしたい地域づくりや、地域で困っている課題を解決したいという気持ちをもって、主体的、積極的に地域づくりに参画していくことが、成熟した社会にふさわしい生きがいを持って暮らせる地域社会の実現へつながるものと考えます。</p>

現行計画	新たな要素	本文（案）
<p>少子高齢化の進展や家族機能の変化などに伴う社会福祉基礎構造改革を受けて平成12年に施行された社会福祉法では、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。</p>	<p>文言修正</p>	<p>少子高齢化の進行や家族機能の変化などに伴う社会福祉基礎構造改革を受けて平成12年に施行された社会福祉法では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。</p>
<p>それまでの福祉は、子ども（児童・生徒・幼児など）、障害者、高齢者などを対象に、それぞれ個別のプログラムを充てていましたが、現在は、「一人ひとりの能力、自己決定の意思を十分に生かしながら、地域でのつながりを基本とした自立した生活を支援していく」という視点に立って、健康づくり、生きがい、就労、住宅、まちづくりなど幅広い観点から、福祉を地域で組み立てていく必要があります。</p>	<p>法第4条（地域福祉の推進）第2項が追加 「地域住民等（地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者）は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（略）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（支援関係機関）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする」</p> <p>[改正社会福祉法（平成30年4月施行）]</p>	<p>また、平成30年4月施行の社会福祉法の改正では、地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする人のみならず、その世帯が抱える福祉、介護、医療、住まい、就労や教育に関する課題や、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題（地域生活課題）を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図るよう留意することとされました。</p> <p>そのため、地域で暮らす皆さんが「支え手」「受け手」の関係を超えて、役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会づくりが必要です。</p>
<p>なお、「自立」については、多様な形があることは言うまでもないことです。支援を受けずに自立することもあります。一人ひとりが持っている能力を生かしながら、多くのつながりの中で「援助を活用しながら自立していく」ということも、自立の一つの形です。</p> <p>こうした多様な形の自立を支援していくこと、言い換えれば、一人ひとりが自分の生活について自己決定することに対する支援、自己決定を実現するための支援、それらを地域の中で実現していくことが「地域福祉支援が目指すもの」と考えます。</p>	<p>個人の自立については、削除する</p>	
<p>(2)「地域福祉の対象者」とは</p> <p>県において「地域福祉の対象者」とは、すべての人々であると考えます。支援が必要な高齢者や障害のある本人及び家族、社会的孤立を感じがちな子育て中の親、国籍や言葉の壁、文化や宗教の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなく「さまよう若者」、ホームレスなど、こうした人々は国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者であると考えます。</p>		<p>変更なし。</p>

現行計画	新たな要素	本文（案）
<p>(3) 地域福祉の担い手とは</p> <p>県において「地域福祉の担い手」とは、すべての人々及びその集合であると考えます。地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間のさまざまな個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。</p> <p>地域住民、自治会、学校、行政、社会福祉協議会、NPO 等非営利団体、企業等営利団体、ボランティア、民生委員・児童委員（※）、里親、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる皆さんが地域福祉の担い手です。</p> <p>さらに、まちづくりという視点から、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と広く連携を図っていくことも必要です。</p> <p>それぞれの担い手が、地域福祉の大きな推進力となるためには、次のようなことが求められます。</p> <p>① 地域で暮らす一人ひとりは、地域社会の一員としての自覚と責任を持って主体的に地域に関わっていくこと</p> <p>② 地域で多様な活動をしている団体は、それぞれの特性や持つ資源を活かしながら、積極的に地域と関わり互いに連携していくこと</p> <p>③ 社会福祉施設や福祉関係事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していくこと</p> <p>そして、それらの担い手が協働・連携していくことが重要です。</p>		変更なし
<p>(4) 市町村及び県の役割</p> <p>地方公共団体である市町村及び県は、社会福祉法第6条により、「社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められています。</p> <p>このことから県では、市町村と、対等・協力関係の下、地域福祉の推進に取り組んでいます。</p> <p>市町村は、地域福祉の直接的な推進者として、地域の中であって地域住民の参画を得ながら、それぞれの地域の実情に応じて身近な課題に対応する役割を担っています。</p> <p>県は、広域自治体として、広域性、専門性、先駆性などの視点から、市町村や地域福祉を担う様々な主体を支援する役割を担っています。</p>	<p>[改正法]</p> <p>○法第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）に第2項を追加</p> <p>「国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。」</p> <p>○法第106条の3（包括的な支援体制の整備）</p> <p>○法第108条（都道府県地域福祉支援計画）第1項</p> <p>[最終とりまとめ]</p> <p>○市町村の役割、県の役割、国の役割</p>	改正法を基にしつつ、わかりやすい文言を最終とりまとめの具体的な役割を用いながら文章とする。
<p>(5) 社会福祉協議会との協働・連携</p> <p>社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を目的とする団体として位置付けられています。これまで、地域福祉への住民参加の促進やボランティア活動の振興などの実績を積み重ねており、これからも地域福祉の推進役として、地域の中で多様な活動を展開している主体との相互協力・合意形成に努め、県・市町村と協働・連携していくことが期待されます。</p> <p>神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会は、公民協働による地域福祉の推進を目指す「地域福祉活動計画」の策定を進めています。市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、それぞれの市町村の「地域福祉計画」と、また、神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（地域福祉活動計画）」は、この「地域福祉支援計画」と連携して実践されていくことが、神奈川における地域福祉の推進の原動力になるものと考えます。</p>		変更なし